

幌延町各種補助制度・助成制度のご案内

施設に関わる各種費用、従業員用の住宅などの改修費用の一部を補助します！

－幌延町商工業振興促進補助金（令和9年度末まで）－

○交付対象者

- ・幌延町商工会の会員または会員登録を予定する者（幌延町商工会が発行する証明書類を添付）
- ・町税などの滞納がないこと など

○対象経費

- ・営業上必要となる施設の新築・取得・改修および設備備品の取得
- ・従業員を確保するための施設の取得および改修
- ・施設または社宅の外構工事

○補助率および上限金額

区分	町内建設業者が施工する場合	町外建設業者が施工する場合
補助率	対象経費の50%	対象経費の40%
上限金額	1,000万円	1,000万円

事業の用に供する機械設備などの取得費用の一部を補助します！

－幌延町商工業経営基盤強化支援補助金（令和9年度末まで）－

○交付対象者

- ・幌延町商工会の会員または会員登録を予定する者（幌延町商工会が発行する証明書類を添付）
- ・町税などの滞納がないこと など

○対象経費

- ・機械、装置、車両、運搬具、工具、器具、備品、ソフトウェアの購入費
（1 機械設備が20万円以上）

○車両について

乗用車、農耕用作業車両を除きます。ただし、事業の目的に合うと認められる場合は、事業専用割合などを考慮して決定します。

○中古取得について

「法定耐用年数が2年以上あるもの」かつ「メーカーなどからの取得」

○補助率、限度額および申請回数

区分	内 容
補助率	補助対象経費の50%
限度額	・創業・第2創業・新事業展開 500万円 ・既存商工会員・商工会未登録事業者 300万円
申請回数	限度額に達するまで複数回申請可能

○その他

- ・取得した機械設備などは、5年を経過するまで売買・譲渡・貸付・付与などをしてはいけません。
- ・補助対象機械設備などに係る必要な調査に対し協力しなければなりません。